

旭区まちぐるみ地域防犯推進事業助成金交付要綱

制 定 平成 16 年 5 月 21 日 旭地振第 35 号 (区長決裁)
最近改正 令和 5 年 4 月 1 日 旭地振第 1569 号 (区長決裁)

(目 的)

第 1 条 この要綱は、地域の住民が連携し、自らの地域は自ら守り、犯罪のない明るいまちづくりを推進することを支援し、地域における防犯活動を充実させるために交付する助成金に関して必要な事項を定める。

2 旭区まちぐるみ地域防犯推進事業助成金 (以下「助成金」という。)の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象団体)

第 2 条 この要綱に基づく助成金の交付対象団体は、次に掲げる旭区内の団体とする。

- (1) 町、丁の全部または一部を単位とし、一定区域内に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、自主的に運営されている自治会町内会
- (2) 前号の自治会町内会をもって構成される地区連合自治会町内会

(助成対象活動)

第 3 条 助成金の対象となる活動は、当該年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までの地域防犯事業を推進するための活動とする。具体的な助成対象活動及び用途については別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、本助成金の対象外とする。

(補助率及び補助限度額)

第 4 条 補助率及び補助限度額については、以下の各号のとおりとする。

- (1) 地区連合自治会町内会については、防犯活動対象経費の総額の 2 分の 1 とし、50,000 円を限度額とする。
- (2) 自治会町内会については、防犯活動対象経費の総額の 2 分の 1 とし、20,000 円を限度額とする。
- (3) 地区連合自治会町内会が所属の自治会町内会の分をとりまとめて申請した場合、補助限度額はとりまとめた自治会町内会数の合計額となる。

(助成金交付の制限)

第 5 条 旭区長に助成金を申請する地区連合自治会町内会は、月に 1 回以上地域防犯活動に従事していなければならない。同様に、自治会町内会は、週に 1 回以上地域防犯

活動に従事していなければならない。

- 2 地区連合自治会町内会については、それ自身が防犯活動を行う場合に限るものとする。

(助成金の交付申請等)

第6条 助成金の交付を受けようとする地区連合自治会町内会及び自治会町内会は、助成金交付申請書(第1号様式)を提出するものとする。

- 2 助成金の交付を受けようとする地区連合自治会町内会及び自治会町内会は、助成金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に定める書類を添付して、旭区長に提出するものとする。

- (1) 年間活動計画書
- (2) 収支予算書(第2号様式)
- (3) その他旭区長が必要とする書類

- 3 助成金交付申請書(第1号様式)の提出期日は、各年度の補助事業の内容を考慮し、旭区長がその都度指定するものとする。

- 4 自治会町内会の申請については、基本的には自治会町内会が直接行うこととする。ただし、地区連合自治会町内会及び自治会町内会双方の合意の上で、地区連合自治会町内会がとりまとめて申請することもできるものとする。

- 5 地区連合自治会町内会が所属の自治会町内会の分をとりまとめて申請した場合、助成金交付申請書(第1号様式)、収支予算書(第2号様式)は地区連合自治会町内会で一本化できるものとし、年間活動計画書は申請する自治会町内会分をとりまとめて提出できるものとする。

(助成金の交付決定)

第7条 旭区長は、前条の規定による書類を受領したときは、その内容を審査し、適当と認める場合は助成金交付決定通知書(第3号様式)を申請者に交付するものとする。

- 2 旭区長は、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。そのとき、防犯活動新規申請団体及び、区内の犯罪多発地域の団体は優先して交付決定されなければならない。

- 3 審査の結果、不相当と認める場合は、助成金不交付決定通知書(第4号様式)を申請者に交付するものとする。

- 4 助成額の算定にあたり、端数が生じた場合は、10円未満を切り捨てるものとする。

(助成金交付の請求)

第8条 前条の決定通知書を交付された地区連合自治会町内会及び自治会町内会は、助成金請求書(第5号様式)に助成金交付決定通知書(第3号様式)の写しを添付し、旭区長に提出するものとする。

- 2 旭区長は、前項の請求書を受領したときは、30日以内に交付するものとする。

(支出方法)

第9条 この要綱に基づく助成金は、助成事業の完了前に助成金の全部を交付すること

ができる。

(関係書類の保存期間)

第10条 助成金の交付を受けた地区連合自治会町内会及び自治会町内会は、この助成金に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、5年間保存しなければならない。

(活動の報告及び余剰金の返還)

第11条 助成金の交付を受けた地区連合自治会町内会及び自治会町内会は、当該年度の事業終了後30日以内に、実績報告書(第6号様式)に以下の各号に定める書類を添付し、旭区長に提出するものとする。

- (1) 収支決算書(第7号様式)
- (2) 支出を証明する領収書等の写し(1件の金額が100,000円以上のもの)
- (3) その他旭区長が必要とする書類

2 地区連合自治会町内会が、所属の自治会町内会の助成金について、とりまとめて申請し、交付を受けた場合、収支決算書(第7号様式)については地区連合自治会町内会で一本化し、実績報告書(第6号様式)については申請した自治会町内会について個々に提出するものとする。

3 収支決算の結果、余剰金が生じた場合は旭区長に返還しなければならない。その際、余剰金の返還に関する請求は、助成金返還請求書(第8号様式)によって通知するものとする。

(交付額の確定)

第12条 旭区長は、前条に規定する報告書を受け取ったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、助成金交付確定額通知書(第9号様式)を申請者に交付するものとする。

(調査)

第13条 旭区長は、必要があると認めた場合には、交付団体の経理に関する書類の調査をすることができる。

2 旭区長は、必要があると認めた場合には、活動の状況について交付団体に報告を求めることができる。

(助成の取消等)

第14条 旭区長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成の全部又は一部を取消し、既に交付した助成金の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手続きにより助成金の交付を受けたとき
- (2) 助成金を助成対象活動以外の経費に使用したとき
- (3) その他、本要綱に違反したとき

(書類の閲覧)

第15条 申請者及び旭区長は、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、次の各号に定める書類又はその写しを一般の閲覧に供することとする。

- (1) 第6条に規定する書類
- (2) 第7条第1項に規定する書類
- (3) 第11条第1項に規定する書類

2 閲覧の方法については、横浜市市民協働条例施行規則（平成25年2月横浜市規則第15号）の規定に基づき、次の表のとおりに行うものとする。

	地区連合自治会町内会及び自治会町内会	旭区長
閲覧場所	地区連合自治会町内会及び自治会町内会が指定する場所	旭区役所地域振興課
閲覧時間	地区連合自治会町内会及び自治会町内会が指定する時間	旭区役所の開庁時間とする。ただし、横浜市の休日を守る条例(平成3年12月横浜市条例第54号)で規定する休日を除く。
閲覧期間	前項第1号及び第2号に掲げる書類にあっては事業経費の交付を受けた日から、前項第3号に掲げる書類にあっては当該書類を旭区長に提出した日からそれぞれ2年間	

附 則

この要綱は、平成16年5月25日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年6月15日から施行する。
- 2 第3条（助成対象）、第5条（対象経費）については、平成19年度限りの適用とする。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月9日から施行し、改正後の規定は平成24年度の申請から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年6月27日から施行する。

(経過措置)

この要綱の様式については、平成 26 年 3 月 31 日までは、旧様式を認めることとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条）

活動	防犯パトロール、防犯講演会、防犯訓練、防犯研修会等
用途	消耗品費（防犯腕章・ジャンパー等）、備品費（活動用具保管庫、防犯掲示板等）、印刷製本費（会議資料作成等）、通信運搬費（切手等）、賃借料（会議室使用料等）、車両燃料費、食糧費（防犯活動実施後のペットボトル飲料、缶飲料）等 ただし、防犯灯に関する経費は助成対象外とする。

第1号様式（第6条第1項）

助成金交付申請書

年 月 日

横浜市旭区長

（住 所）

（自治会町内会名）

（代表者名）

（担当者名）

（連絡先電話番号）

地域防犯活動の推進のため、年度旭区まちぐるみ地域防犯推進事業を、添付資料のとおり実施しますので、経費の一部助成を申請します。なお、助成金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び旭区まちぐるみ地域防犯推進事業助成金交付要綱を遵守します。

1 助成を受けようとする額

¥

2 添付資料

- （1） 年間活動計画書（各団体独自のもの）
- （2） 収支予算書（第2号様式）

3 書類の閲覧

この様式は、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

第2号様式（第6条第2項）

収支予算書

地区連合自治会町内会・自治会町内会名（ ）

1 収入額

(単位：円)

項目	予算額	説明
区交付金		旭区まちぐるみ地域防犯推進事業助成金
収入合計		

2 支出額

(単位：円)

	項目	予算額	説明
助成対象経費	会議費		
	活動費		
	事務費		
助成対象外経費			
	支出合計		

この様式は、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

第 号
年 月 日

様

助成金交付決定通知書

横浜市旭区長

年 月 日に交付申請のありました旭区まちぐるみ地域防犯推進事業助成金につきましては、次のとおり決定しましたので、通知します。

1 助成額及び交付時期

¥

適法な助成金請求書（第5号様式）受理後30日以内に交付します。（一括払い）

2 支払方法

前金払

3 交付条件

- （1）この助成金は、助成金交付申請書（第1号様式）に記載の活動のみに使用し、他の目的及び事業に使用しないでください。
- （2）事業終了後、30日以内に実績報告書（第6号様式）及び収支決算書（第7号様式）を提出してください。
- （3）収支決算の結果、余剰金が生じた場合は返還してください。
- （4）この助成金の使途については、必要があると認める場合には調査を行うことがあります。
- （5）旭区まちぐるみ地域防犯推進事業助成金交付要綱の規定に違反したときは、助成の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の返還を求められます。
- （6）この様式は、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

担当 旭区地域振興課 地域活動係

TEL

様

助成金不交付決定通知書

横浜市旭区長

年 月 日に交付申請のありました旭区まちぐるみ地域防犯推進事業助成金
につきましては、審査の結果、交付しないことに決定しましたので通知します。

1 不交付の理由

2 連絡先

旭区地域振興課 地域活動係

TEL

担 当 :

助成金請求書

年 月 日

横浜市旭区長

（住 所）

（自治会町内会名）

（代表者氏名）

印

旭区まちぐるみ地域防犯推進事業助成金を次のとおり請求します。

¥

（振込先） 金融機関名・支店名

預金種目 （1）普通 （2）当座

口座番号

（フリガナ）

口座名義

（請求者と振込先名義人が異なる場合）

上記口座番号に振込をお願いします。

請求者

印

（留意事項）請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。

第6号様式（第11条第1項）

実績報告書

年 月 日

横浜市旭区長

（住 所）

（自治会町内会名）

（代表者名）

（担当者名）

（連絡先電話番号）

旭区まちぐるみ地域防犯推進事業の、年度活動実績について、次のとおり報告します。

1 助成金交付額

円

2 助成対象経費合計額×2分の1（補助率）

円

3 余剰金

円

この様式及び添付資料は、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

地区連合自治会町内会・自治会町内会名 ()

1 活動構成人数	
人	
2 活動内容	
◎防犯パトロール（活動開始時期 年 月頃、当初の活動人数 人程度）	
実施頻度	（ 年・月・週 ） 回程度
参加人数	人 /回
実施場所	
特徴又は特に 力を入れていること	
◎その他の防犯に関する取組（実施時期、参加人数、実施場所等）	
3 活動における課題等	
4 今後の活動の展望等	

第7号様式（第11条第2項）

収支決算書

地区連合自治会町内会・自治会町内会名（ ）

1 収入額

(単位：円)

項目	決算額	説明
区交付金		地域旭区まちぐるみ防犯推進事業助成金
収入合計		

2 支出額

(単位：円)

	項目	決算額	説明
助成対象経費	会議費		
	活動費		
	事務費		
助成対象外経費			
	支出合計		

この様式は、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

第 号
年 月 日

様

横浜市旭区長

助成金返還請求書

年 月 日に 第 号により交付しました旭区まちぐるみ地域防犯推進事業助成金について、要綱第11条第3項の規定により、次のとおり余剰金の返還を請求します。

1 助成金返還請求額

円

2 返還請求の理由

3 返還期限

同封の納付書で、年 月 日までに納付してください。

4 連絡先

旭区地域振興課 地域活動係

TEL

担当：

第 号
年 月 日

様

旭区長

助成金交付確定額通知書

旭区まちぐるみ地域防犯推進事業助成金につきまして、 年 月 日に提出されました 年度実績報告書（第6号様式）を審査した結果、交付額を確定しましたので通知します。

1 助成金交付確定額

円

連絡先

旭区地域振興課 地域活動係

TEL

担当：